

三者連絡会に係る覚書

三井・ケマーズ フロロプロダクツ株式会社（以下「甲」という。）、三保地区連合自治会（以下「乙」という。）及び静岡市（以下「丙」という。）は、甲の清水工場の周辺において PFOA が検出された件（以下「本件」という。）への対応についての三者連絡会に関して、以下のとおり覚書を締結する。

- 1 甲、乙及び丙は、2023年11月8日に締結された「三者連絡会の設立に関する合意書」（以下「合意書」という。）第1項記載の目的である、本件に関する正確な情報を共有し、三者の緊密な連携により、本件に対する適切な対応を検討すること（以下「本目的」という。）を実現するために、別紙「設置要綱」のとおり、「三保地区でのPFOA検出の件に関する三者連絡会」（本書において「三者連絡会」という。）を設立する。
- 2 甲、乙及び丙は、合意書第2項記載の「今後の進め方」として、本目的のために、定期的に三者連絡会の会合を行い、本件に関し必要な情報を共有し、適切な対応の検討を行う。但し、いずれかの当事者が本件に関する重要な情報や決定事項を他の当事者に早急に共有する必要がある場合や、本件への具体的対応を検討するにあたって三者間での協議や合意が必要な場合には、甲、乙又は丙は、適宜会合とは別途情報共有を行うとともに、他の当事者に対して臨時会合の開催を求めることができる。
- 3 甲、乙又は丙は、三者連絡会に提出された情報について、他の二者から提供された情報（以下「当該情報」という。）の秘密を保持し、三者連絡会における説明又は議論以外の目的に使用せず、かつ、第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない（但し、公文書公開請求に対し必要となる開示は除く）。当該情報を公表する場合には、他の当事者に対して、事前にその公表内容を説明し、同意を得るものとする。なお、甲、乙及び丙は、甲が三者連絡会に対し提供する情報は、三者連絡会における協議のために、三者連絡会以外に開示しないことを条件に、任意に提出するものであることを相互に確認する。
- 4 その他、本覚書に記載のない事項については、甲、乙及び丙で協議する。

以上を合意した証として、本書三通を作成し、甲、乙及び丙が各々捺印のうえ、各自一通を保有する。

2023年11月27日

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
甲 三井・ケマーズ フロロプロダクツ株式会社
代表取締役社長執行役員 丸山 剛

乙 三保地区連合自治会

静岡市葵区追手町5番1号
丙 静岡市長
難波 喬司

設置要綱

1. 目的

三井・ケマーズ フロロプロダクツ株式会社清水工場周辺で PFOA が検出された件（以下「本件」という。）に関して、正確な情報を共有し、三者の緊密な連携により、本件に対する適切な対応を検討する。

2. 名称

本会は、「三保地区での PFOA 検出の件に関する三者連絡会」と称する。

3. 主な議題

- (1) 本件に関する正確な情報の共有
- (2) 本件に対する適切な対応の検討
- (3) その他関連事項の検討

4. 構成及び運営

- (1) 本会の構成員は、以下から各 3 名程度とする。

三井・ケマーズ フロロプロダクツ株式会社
三保地区連合自治会
静岡市環境局環境保全課

- (2) 本会には座長を置き、静岡市が務めるものとする。
- (3) 座長は本会を招集し、主宰する。
- (4) 本会は必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5. 開催期間

本会の開催期間は、2023 年 11 月から当面の間とする。

6. 庶務担当

本会の庶務は、静岡市および三井・ケマーズ フロロプロダクツ株式会社がこれを行う。

以上